

利用規約

(趣旨)

第 1 条

この規約は、住吉隣保事業推進センター(以下「センター」という)の利用許可及び利用期間に関し、公益財団法人 住吉隣保事業推進協会(以下「センター管理者」という)が、必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第 2 条

センター施設の利用の許可を受けようとする者は、住吉隣保事業推進センター貸室利用要項に従い、所定の申請書に次に掲げる事項を記載してこれをセンター管理者に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所

(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 利用の日時

(3) 利用の目的

(4) 利用する施設及び付属設備

(5) 入館者の予定人員

(6) その他センター管理者が必要と認める書類

2 前項の規定により申請した事項を変更するときは、あらかじめ所定の申請書にてセンター管理者の許可を受けなければならない。

3 第 1 項の申請書は、利用期日の 3 月前の日から提出することができる。

ただし、センター管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

4 利用料は、定められた額を利用時前までに収めなければならない。

(利用の制限)

第 3 条

利用者が本利用規約に反することをを行った場合、センター管理者は利用者の施設利用を中止し、利用申請を取り消すことができる。その際に生じる損害については利用者が負担するものとする。

(1) センター施設の利用は、引き続き3日を超えることができない。

ただし、センター管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (2) 営利活動を目的とした利用はすることができない。
- (3) 利用者が反社会的団体に属すると認められる場合は利用できない。
- (4) 部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃という目的に反する利用はすることができない。
- (5) その他施設管理運営上、支障があると認められる場合は利用できない。

(利用許可の申請の優先)

第 4 条

センター管理者は、以下にあげる趣旨にそうと認められるものについては、対象施設の利用に関して利用期日の 3 月前の日前であっても、施設の優先利用を定める事ができる。

- (1) センター管理者が主催又は共催する事業を行うための利用
- (2) その他、公益性が高いと認められ優先利用の必要性をセンター管理者が特別にみとめたもの

(利用許可)

第 5 条

センター管理者は、第 2 条及び前条の優先利用の決定があったときは、当該申請の書類及び申請内容を審査し、許可すべきものと認めるときは、2 日以内に許可を決定するものとする。

(利用権譲渡の制限)

第 6 条

前条の利用許可を受けた者は、利用権の譲渡、又は他人に利用させてはならない。

(免責事項)

第 7 条

施設利用に伴った事故および盗難等についてセンター管理者は責任を負わない。

(遵守事項)

第 8 条

利用者及び入館者は、センター内において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと
- (2) 施設の現況復帰が不可能になるような利用の仕方をしないこと
- (3) 貸し室等供用スペース以外への立ち入りをしないこと
- (4) 他人の迷惑となる行為をしないこと
- (5) 許可なく入館者に対し物品を販売しないこと
- (6) その他管理上の必要による指示に従うこと

(遵守事項の説明)

第 9 条

センター管理者は、利用者に対し、利用許可の内容を遵守して適正な利用に努めるよう説明を行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、2016 年 2 月 1 日から施行する。